

平成23年度第2回

地域包括支援センターの運営に関する専門委員会会議録

と き 平成24年3月22日（木）

と ころ 小金井市市民会館（萌え木ホール）A会議室

## 平成23年度第2回地域包括支援センターの運営に関する専門委員会

日 時 平成24年3月22日（木）

場 所 小金井市市民会館（萌え木ホール）A会議室

出席者 <委員>

篠 田 昭 彦 高 田 富美子  
川 畑 美和子 浜 本 隆 三  
上 原 啓 志 恩 田 美代子  
梶 原 仁 臣 増 田 和 貴

<保険者>

福 祉 保 健 部 長	佐久間 育 子
介 護 福 祉 課 長	高 橋 美 月
介 護 福 祉 課 長 補 佐	上 石 記 彦
包 括 支 援 係 長	本 木 典 子
介 護 保 険 係 主 事	森 谷 知 之
桜町高齢者在宅サービスセンターセンター事務長	樋 口 昭 彦
小金井きた地域包括支援センター管理者	松 嶋 聡 子
事 務 長 兼 小 金 井 地 域 事 務 長	相 原 淑 郎
小金井みなみ地域包括支援センター管理者	黒 木 美 恵 子
小金井みなみ地域包括支援センター社会福祉士	馬 場 佳 奈 子
つ き み の 園 施 設 長	鈴 木 由 香
小金井ひがし地域包括支援センター管理者	山 岸 和 江
小金井ひがし地域包括支援センター主任ケアマネ	高 橋 徹
小金井市社会福祉協議会事務局地域支援係長	室 岡 利 明
小金井にし地域包括支援センター管理者	久 野 紀 子

欠席者 <委員>

市 川 一 宏 富 阪 誼 之

傍聴者 0名

- 議 題
- 1 介護予防支援事業所の指定更新について
  - 2 小金井市地域包括支援センター基本指針・運営方針について
  - 3 平成23年度（4月～1月分）地域包括支援センター事業報告について
  - 4 平成24年度地域包括支援センター予算及び事業計画について

開 会 午前10時00分

(介護福祉課長補佐) それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成23年度第2回小金井市介護保険運営協議会地域包括支援センター運営に関する専門委員会を開催いたします。

なお、本日、市川委員より、年度末の繁忙期によりまして出席できないかもしれないというご連絡をいただいております。事務局より先にご連絡いたします。

それでは、篠田委員長、よろしく申し上げます。

(篠田委員長)おはようございます。どうもお忙しい時間をいただきまして、ありがとうございます。きょうは膨大な資料があると思うのですが、時間の関係で、できれば11時半ぐらいまでには議事を終わらせていきたいと思うのです。その中でも積極的な意見、建設的な意見を述べ合って、型どおりの会議よりも、いろいろな皆さんの体験その他、今後の方針を十分審議を尽くしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、福祉部長より一言ごあいさつをいただきます。

(福祉保健部長) 改めまして、皆様、おはようございます。福祉保健部長の佐久間でございます。

委員の皆様におかれましては、日ごろから福祉行政にご協力を賜り、この場をおかりしまして御礼申し上げます。ありがとうございます。

また、地域包括支援センターの事業所の方々には、ご利用者の方々へのきめ細やかなサービスを提供していただいていることに感謝をしております。この場をおかりいたしまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日は、介護予防支援事業所の指定更新を行うに当たりまして、委員の皆様から市及び事業者が気づきにくい改善点等、また地域包括支援センター基本指針及び運営方針についてのご意見を賜りまして、ご利用者の方々に対してよりよいサービスを提供できる体制整備を図ってまいりたいと考えてございます。そのほかに、事業報告及び予算、事業計画についてと、先ほど委員長からもお話がございましたが、議題が多くございますが、何とぞご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。本日はよろしく願いいたします。

(篠田委員長) ありがとうございます。

次に、事務局より連絡事項がありますので、説明をお願いいたします。

(介護福祉課長補佐) 配付資料の確認をさせていただきます。資料1から4

は事前に郵送させていただきました。本日お持ちでなければ予備がございますが、大丈夫でしょうか。

それでは、毎回になりますが、記録のために発言の前にはお名前を言っていただくようお願いしたいと思います。

それではお願いします。

(篠田委員長) それでは、本日の議題に入ります。

議題1 介護予防支援事業所の指定更新についてです。

事務局より説明がございます。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。よろしくお願いいたします。

この議題1 介護予防支援事業所の指定更新についてですが、開催通知の裏面でも説明をさせていただいたとおり、本委員会にお諮りさせていただくものです。

大変申しわけないのですが、地域包括支援センターの方々と、あとは各法人の関係者といたしまして篠田委員長と浜本委員には、一時、この議題の間中ご退席をいただきまして、隣の会議室でお控えいただくようお願いいたします。本件の議案についての話が済みましたら、こちらからお呼びいたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、委員長にかわりまして、事務局よりあらかじめ増田委員に委員長代理をお願いしております。増田委員、お願いいたします。

それでは、関係者の方は大変申しわけございませんがご退席をお願いいたします。隣にお席を用意してありますので、よろしくお願いいたします。

(関係者退席)

(増田委員長代理) では、委員長代理を務めさせていただきます増田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、改めまして、議題1 介護予防支援事業所の指定更新について、事務局から説明をお願いいたします。

(介護保険係主事) 事務局の森谷でございます。

まず、開催通知裏面にも記載させていただきましたが、本委員会で議題1の介護予防支援事業所の指定更新についてご審議をいただく趣旨につきまして、繰り返しになりますが改めてご説明申し上げます。

小金井市では、平成18年に地域包括支援センター制度が創設されました際、地域包括支援センターが行うべき事業の1つである要支援者に対するケアマネジメントを行うに当たり、小金井きた地域包括支援センター、小金井

みなみ地域包括支援センター、小金井ひがし地域包括支援センターの3事業者を、介護保険法における介護予防支援事業者として指定し、遅れること1年、平成19年には小金井にし地域包括支援センターを指定しまして、現在、4包括支援センター体制で、要支援者の被保険者に対してサービス提供を行っております。

介護保険法では、介護保険事業者の指定について、6年ごとにその指定の更新をすべきことを規定しておりまして、平成18年に指定されました3事業者につきましては平成24年度以降の指定を更新する必要があるがございます。

これを踏まえまして、市では平成23年12月に指定更新手続のお知らせを各事業者に送付いたしまして、順次申請書類を受理いたしました。受理した書類につきましては、利用者の方にとって事業者に改善していただいたほうがよりよいサービス提供につながる点を指摘・指導し、適宜差しかえをお願いするとともに、事業者に対しては実地指導を行っております。

介護保険法第115条の2第3項では、市町村が介護予防支援事業者の指定を行う際には、介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされておりまして、本委員会において委員の皆様方に忌憚のないご意見を伺うことで、当事者や市当局だけでは気づきにくい改善点等についてご審議をいただきたく、議題とさせていただきます。

次に、市当局におきまして受理した書類とその審査内容の詳細についてご報告申し上げます。

今回ご審議をいただきます包括支援センターにつきましては、平成18年4月1日に3包括とも同時に介護予防支援事業者としての指定をさせていただいており、その期限は平成24年3月31年をもって6年となりまして、指定更新の手続が必要となります。

これを受けまして、市では平成23年12月28日までの期限を設け、各対象事業者に更新手続の時期の到来を通知し、あわせて全対象事業者から期限内に書類のご提出をいただいております。

ご提出いただいた書類の主なものといたしましては、指定更新の申請書類、職員の資格証明書、管理者の経歴書、事務所の見取り図、運営規程のほか、運営法人の登記事項証明書等、法人の存在証明に関する書類、介護保険法上の欠格情報に該当しない旨の誓約書、苦情処理体制に関して法令で規定された窓口や担当者を設置していることを示す書類、決算書類等が適切に作成さ

れていることを示す書類、事故発生時に損害賠償を行えることを示す保険証書などの書類等についてもあわせてご提出をいただきました。

事務局の審査に際しましては、利用者にとってわかりやすいか否か、記載事項に誤りがないか否か、ケアプランの作成に必要な資格を職員が有しているか否かといったようなポイントを中心に確認を行い、こうした点についてはおおむね問題がないということを確認しております。

このうち、特に重要と思われる書類につきましては、概要版ということで事前に皆様のお手元にお配りしております資料1のとおりでございます。

また、お手元の資料についてですが、今回、各職員の方の資格者証については配付を省略させていただきまして、当局による確認を行った証明書のみとさせていただきます。これは資格者証が一部の書式において資格者の自宅の住所や本籍地、顔写真などかなり多くの個人情報を含んでおりまして、またそれが証書内容の大半を占めるものが少なくないため、1枚ずつ個人別の資格者証を資料としてお配りすることが、全面黒塗りになってしまいますので、かえってご審議をいただく際の情報としては不適切だと判断したためです。

続きまして、各包括支援センターの個々のご説明に移らせていただきます。お手元の資料1をごらんください。

まず、資料1の1ページから12ページまでに資料をご用意いたしました。小金井きた地域包括支援センターになります。統括地域は梶野町、関野町、緑町、本町二丁目及び三丁目、桜町一丁目、三丁目となります。

職員数は4名。本来、5名で従事をされていらっしゃいましたが、1名現在欠員でございまして、残り1名の方については現在採用活動中ということで報告をいただいております。

こちらの事業所は桜町病院に隣接しておりまして、同病院の運営法人である社会福祉法人聖ヨハネ会が運営をしております。

平成24年2月23日に、更新手続にタイミングを合わせて実地指導を実施いたしました。主に介護予防支援事業者運営基準を順守して運営されているかどうかを確認いたしまして、同時に事務所、現地の立ち入り調査を実施しております。掲示物の掲出不備等、若干の軽微な指摘事項はあったものの、特に目立った指摘事項はなく、指摘した事項については既にすべて改善したということで報告をいただいております。

続きまして、資料1の13ページから21ページまで記載がされております。

すのは、小金井みなみ地域包括支援センターになります。統括地域は前原町、本町六丁目、貫井南町になります。

職員数は5名です。

こちらは、老人保健施設である小金井あんず苑内にございまして、運営法人はあんず苑さんと同じ財団法人天誠会さんになります。

平成24年2月28日、きた包括と同様に実地指導を実施いたしまして、個人情報の提供に関する利用者の同意書の文言に軽微な修正を要する点がありましたものの、特に目立った指摘事項はその他にはなく、指摘した事項についても既に改善報告をいただいております。

最後に、資料の22ページから30ページに記載されておりますのが、小金井ひがし地域包括支援センターになります。統括地域は東町、中町、それから本町一丁目になります。

職員数は5名。こちらは特別養護老人ホームつきみの園の中に所在しておりまして、運用法人は同ホームと同じ社会福祉法人東京聖労院になります。

平成24年2月20日、ほかの対象事業所と同様に実地調査を実施いたしました。掲示物等の掲出不備、若干の軽微な指摘事項はございましたが、特に目立った指摘事項はございませんでした。

事務局からのご説明は以上です。以上ご審議願います。

(増田委員長代理) ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の方々からご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願ひします。

(川畑委員) 川畑です。立ち入り検査を行ったということですが、そのときに不備が見つかったというのはどういう。不備ということがちょっとよくわからないのですが、それについて少し説明していただけますか。

(介護保険係主事) 事務局の森谷でございます。3包括について、掲出不備というのが2包括で共通しておりますが、これは、運営規程や重要事項説明書については、本来、利用者に個別にお配りするだけではなくて、事業所の中に、掲示板に掲示をするようにという基準がございます。ところが、一部の包括支援センターにおいては、その中の内容の一部が漏れているというようなことがありましたので、そこを指摘させていただきまして、改めて掲示をいただいたと。

それから、個人情報の提供の同意の書式について一部不備があったと申し上げましたが、こちらは、個人情報を提供していただく際の同意書にご本人

様の署名欄があるのですが、ご家族様についてはその署名欄が特設設けられていなかったというところがございまして、ケアプランを作成するに当たっては、ご本人様だけでなく、そのご家族のお勤めの状況や、どちらにお住まいであるかといった情報を得ることも少なくないと思いますので、そちらについてはご家族のご同意もいただくように指導をさせていただいたところでございます。

以上です。

(川畑委員) ありがとうございます。

(増田委員長代理) ほかに何かご質問等ございますでしょうか。

今あった個人情報同意書の不備に関してですが、それはある包括において、すべての個人情報の同意書が不備であったということなののでしょうか。

(介護保険係主事) 森谷でございます。あくまでもこちらはご家族の個人情報を取り扱う場合のみということになりますので、例えば独居の方や身寄りのない方、もしくはご家族の情報を、ケアプランを立てる際に必要のないような方については、全面的に必要というわけではないのですが、そういったご家族の情報を得た上でプランを立てる必要のある方については、ご家族にも同意をとっていただきたいということでお話をさせていただきました。

(増田委員長代理) ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

では私のほうから。今回の件とはまた別なのですが、小金井市は4包括支援センターがあるかと思うのですが、今回対象でないにし包括支援センターの更新の時期というのはいつになるのでしょうか。

(介護保険係主事) にし包括支援センターにつきましては、指定の時期がほかの3包括と1年ずれておりますので、来年度、指定更新の手続を同様に予定しております。

(増田委員長代理) わかりました。ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

ないようでしたら、順次、介護予防支援事業所の指定更新についてお諮りさせていただきますと思います。

まず最初に、小金井きた地域包括支援センターの承認に賛成の方、挙手をお願いします。

(挙 手)

(増田委員長代理) 委員全員賛成ということで、承認されました。

続きまして小金井みなみ地域包括支援センターの承認に賛成の方、挙手をお願いします。

(挙 手)

(増田委員長代理) 全員賛成ということで、承認されました。

最後になりますが、小金井ひがし地域包括支援センターの承認に賛成の方、挙手をお願いします。

(挙 手)

(増田委員長代理) 全員賛成ということで、承認されました。ありがとうございました。

(介護福祉課長) それでは、次の議題に移る前に、関係者の方にお戻りいただきます。どうもありがとうございました。

(関係者入室)

(介護福祉課長) それでは、増田委員、委員長代理をありがとうございました。ただいま、きた、みなみ、ひがしの各地域包括支援センターの介護予防支援事業所の指定更新が、全員の委員の方の承認を受けまして承認されたということをご報告させていただきます。

それでは篠田委員長、議題2からお願いいたします。

(篠田委員長) それでは、包括支援センター基本指針・運営方針について、事務局の説明をお願いいたします。

(包括支援係長) 包括支援係の本木でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料2をごらんください。地域包括支援センター基本指針・運営指針の案につきまして、説明をさせていただきます。

まず、指針の趣旨でございますが、資料2の7ページから9ページにございますように、介護保険事業に関する保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正というものがございまして、それに伴い、8ページ(5)の、包括的支援事業の委託に当たっては、その実施方針を市町村が明示することとするという内容がございます。これを受けまして、小金井市におきましても指針を作成することになりました。

地域包括支援センターには、平成18年の立ち上げの際に国が決めました、総合相談支援、介護予防ケアマネジメント、これは二次予防事業にかかわるものです。それから包括的・継続的ケアマネジメント、これはケアマネージャーへの支援・指導になります。それから虐待の防止、早期発見、権利擁護

という、大きな4大業務がございます。24年度からの第5期介護保険事業計画の策定に当たりまして、介護保険法第116条の規定により、基本指針の改正ということもございますが、地域包括支援センターも立ち上げから6年が経過したところで、これまでの間に積み上げてきました活動や実績、地域性も踏まえた内容として指針を作成しております。

作成の手順としましては、市で作成しました原案をもとに、委託先である各地域包括支援センターの管理職と検討・協議を重ねまして、今回の運営協議会に提出をしております。そして、この協議会の中でご意見を賜り、反映させた内容で市長決裁の後、平成24年4月1日からの施行を予定しております。

留意しました点としては、2ページ目、(4)個人情報の取り扱い、同じく(6)苦情の対応。3ページの(3)ネットワーク構築業務の中のイ、高齢者自立支援ネットワーク事業、ウ、高齢者虐待ネットワークの構築。それから6ページ、認知症に関する取り組み。また5ページでございますが、市独自の介護予防でございますさくら体操なども盛り込んでおります。

二次予防事業対象者の把握につきましては、生活機能評価健診のみならず、基本チェックリストも活用しました幅広い把握の方法を、国の指針に基づいて、24年度につきましては導入していきたいと思っております。

私からは以上でございます。

(篠田委員長) ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

(浜本委員) この運営指針をつくることにおいて、特に事業所が気をつけてやらなければいけないとか、そういうことはあるんですか。

(包括支援係長) 包括支援係の本木でございます。

これまでは、先ほどの説明で申し上げましたように、国が定めた包括支援センターの業務というか、4つございますということでお話をさせていただきましたが、それ以外にも積み上げてきた実績、さくら体操のことや認知症対応のこと、それから虐待に関する取り組みといった部分を、細かいところをより具体的にお示するというので、ある意味地域包括支援センターの活動につきましても、より認識をしていただいて、指針に基づいてさらなる活動の充実を図っていただきたいということがまず趣旨でございます。

この指針につきましては、委託先である地域包括支援センターに対して作成をするようにというのが国の指針でございますので、そのあたりでの解釈をお願いしたいと思っております。

(浜本委員) ついでに、4ページの老人福祉施設等への措置だとか成年後見制度といった関係なのですが、措置入所というのは制度的にあるのですが、今までこういう措置入所みたいなことをやった事例とか実績はあるのでしょうか。

(包括支援係長) 包括支援係の本木でございます。あまり詳細なことは個人情報関係もでございますので、答えられる範囲でお答えいたします。

過去に1例ございます。それはやはり虐待によるもので、最終的にそのような形での対応をせざるを得なかったという経過がございます。

(浜本委員) それから成年後見制度ですが、身寄りのない老人の方に対しては申立人がいない場合は市長が申し立てできますよね。そういった事例は結構あるんですか。

(包括支援係長) 包括支援係の本木でございます。

何件という数字は今日持ち合わせておりませんが、現在、生活保護の方や医療機関、実際に社協のほうで行っております権利擁護などから、ご本人様の認知症もしくは身体能力の低下などにより、金銭の管理がなかなか難しくなってきたというようなさまざまなルートから、こちらにご相談があり、身辺調査もしくは戸籍による親族に照合をかけた上で、この方は市長申し立てでなければ仕方ないという判断に至った場合につきましては申し立てをしております。

その件数につきましては増えているという現状がございますし、また今後も増えていくであろうというところで、こちらのほうもとらえております。

以上でございます。

(篠田委員長) よろしいですか。ほかにございませんか。

(増田委員) 2点教えていただければと思うのですが、1点が、今回、基本指針といった形で網羅的に市のほうがお示しになったかと思うのですが、これを受けて、今後、各地域包括支援センター等でどのように反映していくのか。例えばマニュアル等の作成等をしていく予定があるのかどうかといった点が1点。

あと、先ほどの指定事業者の指定更新に絡んで、個人情報の取り扱いに不備があったということですが、今回の指針の中で個人情報の取り扱いには注意をするように明記したという話があったと思うのですが、この指針が実際に実行されているかどうか、守られているかどうかのチェックはどのような形で考えていらっしゃるのか、教えていただければと思います。

(篠田委員長) 事務局、お願いいたします。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。私のほうからまず1点目の、マニュアル作成等についてです。

まずは、この基本指針自体、国の指針に従って、当市の場合は全包括支援センター委託という体系で実施をしているところから、これまでの6年間に包括支援センターに実際に行っていた業務、また今後のことを見据えた観点で、一定、市の方針として地域包括支援センターの運営の方向性を示したものが今回の指針だと考えております。

ただ、こちらについて、具体的なマニュアル等の作成については、今後それを4つの地域包括支援センターがありますので、国の定めている仕事についてと、また市のほうでお願いしている個別の事案について、必要に応じてマニュアル等の整備等、必要かどうかも含めまして、各地域包括支援センターと話し合いをしていきたいと考えているところです。現状はまだ検討中ということで、今はお答えさせていただければと思います。

(包括支援係長) 追加で、包括支援係の本木でございます。

今回お示しいたしました資料につきましては、基本指針・運営指針という内容ですが、説明の中で申し上げました二次予防事業対象者の把握という部分につきましては、国のほうで通知文がございまして、具体的なチェックシートなどがございます。それにつきましては、別途マニュアルという形で包括のほうには渡しておりますので、そちらのほうを初めて運用する形になります。

実際、どのような形で対象者の方が反応されるかというようなところもまだ課題としてございますので、そちらのほうも打ち合わせをしながら、場合によっては修正をしながら検討していきたいと思っておりますし、この基本指針・運営指針につきましても、これをつくったからもう未来永劫おしまいということではなく、また改正があったり、状況が変わった段階で随時見直しをしていく予定でございます。

以上でございます。

(篠田委員長) よろしゅうございますか。

(恩田委員) 先ほど、増田委員から個人情報の話があって、課長からたしか現在検討中というお話があったのですが、ぜひ検討でお願いしたいのですが、介護保険が何年もたって、ご利用者の方にこういう情報を聞きなさいという、かなりマニュアル化されたものがあるのですが、その「聞きなさい」と言わ

れている項目が非常に多いんです。確かに、ご利用者の方の計画をつくるに当たっては、たくさん聞かなければいけないことはあるのですが、下手をするとそれが利用者への管理になってしまいかねないと思うんです。それを、ご利用者の方にも人権はあるので、そこをきちんと踏まえた上で、個人情報の扱いや聞く内容、項目についても検討していただければと思います。

何が何でも情報を知り尽くして、ご利用者1人に対して管理していくということにはならないでほしいと思います。そこも検討課題として入れていただければと思います。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。先ほどの増田委員からのご意見と恩田委員からのお話ですが、個人情報に関しては、実は市のほうもさまざまな観点で、とても取り扱いについては、大切な項目なのですが、市民の方の安全・安心を守るためにどういった取り扱いをしたほうがいいのかというのは、今、実は地域包括支援センターとの対話でもいろいろと課題を抱えているところだと認識しているところです。

例えば、市が持っているさまざまな情報を、今お話があったとおりに、安全・安心のためとはいえ、どこまで地域包括支援センターに預けられるのか。また、もし預けなければいけないと判断し預けたものに対しての、個人情報の漏洩等の防止、安全性を守るということについては、一つ一つ、例えば個人情報の収集の仕方、災害時要援護者のときにはご本人等の同意を得て個人情報を集めさせていただき、それについてどこで共有をしていくか、また共有に当たっては漏洩をしないような形でのどういった施策がとれるかというものは、一つ一つ、集める情報の目的等に応じながら設定をしていかざるを得ないかなと今は思っているところです。

一方で、やはり高齢者の方々もいろいろな状況に置かれている方がいらっしゃいます。その方の安全・安心を守るために、一番身近な地域包括支援センターでは、ある一定の情報収集というのが必要な場合がございます。ただ一方で、先ほど恩田委員がおっしゃったように、それがご本人にとってはとても納得がいかない、もしくは管理をされているというような印象を与えてしまうとすれば、そのところはとても配慮しなくてはいけない部分ですので、どういった形で収集をする、またどこまで情報を収集するかというのは、一つ一つ検討を重ねていきたいと考えているところです。

以上です。

(篠田委員長) よろしゅうございますか。ほかにご意見はございませんか。

(増田委員) 最後にもう1点。先ほど質問させていただいたものに関連するのですが、そうすると、この市で出した指針が各地域包括支援センターでちゃんと遵守されているかどうかの確認等は、例えばこちらの運営協議会等でチェックするというふうを考えてよろしいのでしょうか。それとも、市独自が年に1回とか、定期的に施設調査等で確認していくことなののでしょうか。

(介護保険係主事) 事務局の森谷でございます。

先ほど、予防支援事業とのかかわりでご説明申し上げましたが、介護保険法上には、保険者が市内の管轄地域の事業者に対して、随時、実地調査という形で立ち入り検査をするということが明記されておりますので、例えば利用者の方からの苦情や、職員の方からの内部告発といったものがあつた場合には、随時、緊急で立ち入り調査等をさせていただく場合がございますし、また、こういった更新の機会等をとらえて、定期的にも実地調査ということで実施をさせていただきまして、サービスの向上に努めながらチェック体制を確保していくということで対応させていただきたいと思っております。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。今あつたとおりに、実質、実地調査権等を市は一定持っておりますし、また委託という形をとらせていただいている内容上、やはりこちらのほうで気になる点、不備等の可能性を確認した場合には、委託をしている側としての立ち入りということもあるかと考えております。

ただ、そういうときだけではなくて、先ほどお話ししたとおり、利用者によりよいサービスを与えるという観点から、この運営協議会の中で、包括支援センターの運営に関する委員会としてこちらの委員会もでございます。こちらのほうもチェック機能を果たしていただくものとして、位置づけているところですので、委員の皆様から、ぜひいろいろな意見をいただきたいと考えているところです。

以上です。

(篠田委員長) ほかにございますか。

それでは、ご意見をいただきましたので、私に一任していただきまして、精査した上で事務局と調整して決定していきたいと思っております。

では、時間の関係で次の議題に進みます。

議題3、4は一括して進めさせていただきます。事務局の説明をお願いいたします。

(介護福祉課長) ご説明の前に、一つおわびというか、大変申しわけない点

をお伝えしたいと思います。

今回、開催通知の裏面の2つ目の項目としてご案内をさせていただいたところですが、前回の本委員会におきまして、各地域包括支援センターの集計数について、大きな差が出ている部分があるということで、各包括支援センターのさまざまな値について比較分析のできるものかどうかというご意見をいただいたところでございます。

そちらにつきまして、市でも再度、4カ所の地域包括支援センターと内容の確認をさせていただきましたところ、もともと市のほうでは、この集計の基準を、一定、各センターにお示しさせていただき、それに従って集計をしていただいていると判断していたところなのですが、ご指摘を受けまして再度確認したところ、詳細の部分で多少集計に対する考え方がセンターごとに違っている部分がありました。

これにつきましては、市の集計に対する基準の徹底について、また周知についてのご説明が甘かったと考えております。それについては本当に申しわけないのですが、地域包括支援センターのほうにも、集計していただいた部分で、比較というところでは難しいような集計をお願いしていたということに結果的になってしまって、大変申しわけなかったと考えているところです。

ただ、これを23年4月に立ち戻りまして、また同じ集計の方法でやり直すということは実質的に難しいというご意見もいただいているところです。

そこで、大変申しわけないのですが、本委員会に提示をさせていただいた資料3の数値につきましては、今までどおりの集計を重ねてきた数値のものになっております。

地域包括支援センターに対して細部の基準をもう一度確認させていただきました平成24年4月からは、統一した基準で集計を始めさせていただきたいと考えているところですので、今回につきましては、比較については一部そぐわないところがあるという値になっておりますが、こちらの数値でご了承いただきたいと思っております。大変申しわけございません。

(包括支援係長) それでは、これから資料3と4を一括した形で、各地域包括支援センターからの説明をお願いいたします。

では、きた包括からお願いいたします。

(篠田委員長) それでは、きたからお願いしたいのですが、時間の関係で、よろしくご協力をお願いいたします。

(松嶋管理者) 小金井きた包括支援センター管理者をしております松嶋です。

よろしくお願ひいたします。今、委員長からお話がありましたとおり、議題3の事業報告について、続けて4の事業計画、それから予算についてご報告させていただきます。

まずは私のほうから、事業報告について簡単に報告させていただいて、その後、来年度の予算について事務長の樋口から、それからまた私に戻りまして事業計画について、合計で10分未満ぐらいでご報告できればと思います。

まず、3番の23年度事業報告ですが、4月から1月分ということで、10カ月分の報告をさせていただきます。正式な年間の報告は、また年度が終わりましたときに、次回の運営協議会の場でご報告させていただきますので、中間報告的なものになるかと思ひます。振り返りということていろいろ考えさせていただきます。

資料については、9ページが数値の報告などになっております。

年間を通じて言えることですが、やはり多忙な、期間中、そういった感じはありました。事業の基本の4事業、それから市から依頼をされております日常サポーター養成講座やさくら体操、どの業務にどのぐらいの割合を使っているのかということて部署内で一度振り返りをしてみました。仮に業務量が10あった場合に、割合で考えてみたのですが、要支援という認定がついている方に関する予防プランの作成、それに必要な連絡調整などが4割。それから、次に3割がいわゆる支援困難事例への対応。言葉が適切でなければ、集中的な対応が必要なケースと言いかえてもいいかと思ひますが、そちらに3割。それから次の2割が、国が定めた基本4業務、それからさくら体操、サポーター養成講座などがあって、それぞれの6つの業務に関して、主な担当、主担当というのを置いているのですが、例えばきた包括支援センターでいいますと、保健師枠は実際看護師が兼務しておりますが、サポーター養成講座はその者が主担当になっておりますので、そういった業務。社会福祉士は、さくら体操や二次予防事業対象者の把握、プラン作成などの主担当となっておりますのでそちらの業務。私自身は主任介護支援専門員としての配置ですので、ケアマネージャーの方へのレベルアップ研修の企画やケアマネージャーの通信などをつくっておりますが、そういうふだんのか、基本の業務に使う時間が2割。それから最後の1割が通常の相談。これは、通常の相談という言い方もおかしいのですが、お電話や退所の相談などで、もうすぐ退院するのだけれどどうしたらいいのだろうかというようなことや、父親に認知症の症状が見られるけれどどう対応していったらいいのでしょうかというよ

うなご相談です。これは介護保険の申請や対応などで展開していることが多いかと思えます。

記録をつけたり、実際に時間をはかったわけではないのですが、職員の感觸としては、4割、3割、2割、1割というふうになっているかなと思えます。

そこで、今年度分の課題としては2つあるかと思っております。1つは、今申し上げましたように、要支援の方のプラン作成や連絡調整にかかる時間が、ちょっとバランス的に多いのではないかということ。これをどうしていったらいいかということが1点。それから、今は時間の関係で詳しくは申し上げませんでした。集中的な対応が必要なケースというときに、これも6つぐらいポイントはあるのかなと中で話してはいるのですが、認知症の症状があること、それからご家族がいらっしゃらない、またはいらっしゃるけれどもさまざまな事情で利用者の方への対応が難しい。私どもと一緒にどうしていったらいいかを考えることが難しいといったような場合。それから3番目に、経済的に苦しい状況があつて、介護保険サービスや社会資源に使うお金が少ない、またはあまりないような状況、この3つが重なってくると、在宅での暮らしが相当厳しくなりますので、私どもはそういったときに、対応するときに、最初からその3つについて、今ご相談に来ているこの事例ではどうなのだろうということのポイントとして絞って考えて、カンファレンスなどではその点について集中的にやっつけようというふうには、システムづくりという大げさになりますが、私どももばたばたするのではなく、そういうポイントを絞った対応をしていくことかなと思っております。

事業の報告については以上です。

続きまして、樋口のほうから来年度の予算についてお話しいたします。

(樋口事務長) きた包括桜町高齢者センターの樋口でございます。よろしくお話しいたします。

それでは、私のほうから、来年度、24年度の包括支援センターの予算につきましてご説明させていただきます。

まず、資料4の1ページ目をごらんいただきたいと思えます。きた包括につきましては、トータルで収支3,730万5,000円といった規模でバランスをしております。詳細につきましては簡単にご説明させていただきます。

まず収入項目でございますが、上からの3つ、1、2、3につきましては、小金井市さんからの委託収入ということでございます。

4番目、介護予防報酬収入、直営分でございます。こちらにつきましては、現在、きた包括で担当しております件数210件、この210件のうち160件は直営としてプラン作成をしていけるのではないかと見積もっております。そして、年間1,920件、約2,000件の直営での運用ということで算出をいたしまして、846万3,000円といった金額になってきております。

委託分の収入でございますが、こちらにつきましては月約50件、年間で600件になりますが、この600件を委託に出させていただくということで、委託分の収入264万5,000円といったもので計上させていただいております。委託分につきましては、このうち9割部分は支出のほうで事業委託費として238万円を計上させていただいているものでございます。

収入については簡単に以上でございます。

支出についてでございますが、新年度からも5名分の人件費を計上ということで、2,853万円の提示をさせていただいております。

また、事務費、事業費、維持管理費、その他支出項目につきましては、個別の包括の経費と分類し切れないものにつきましては、桜町センターでの経費の約10%を計上し、集計しております。

2ページ目をごらんください。2ページ目は費用内訳になっております。こちらは、1の人件費につきましては、1ページ目の支出の1番としているところでございます。そのトータルが3,730万5,000円という金額になっております。

また、右側の部分につきましては、各業務別の人員換算比率に基づきまして割り振らせていただいた個別の内訳でございます。

収支につきましては以上でございます。

(松嶋管理者)長くなりまして申しわけありません。ここからは来年度の事業計画についての説明です。

先ほど係長のほうから包括の運営指針について基本指針・運営方針について説明がありましたが、4月1日から施行ということですので、私どもとしましても、先に案として検討などはさせていただいておりましたので、この指針にも基づいて事業計画は作成しているところです。

これは資料4の3ページが、私どもきた包括支援センターの事業計画になっております。これはフォーマットが決まっておりますので、それにのっとって作成し、このように記入しております。

真ん中の上あたり、基本方針というところをごらんください。①、②とあります。①としましては、高齢者や家族がいつでも気軽に相談できる地域の総合相談窓口として機能する。ちょっと言葉としてこなれていない感じもありますが、地域の総合相談窓口としてやっていけたらいいなということです。2番目、住みなれた地域で今までの生活をこれからも続けていかれるよう、必要な情報提供・アドバイス・サービス調整などの支援を提供するということを掲げております。これは2つとも当たり前のことでして、包括支援センターも来年度から7年目に入りますが、この方針はずっと変わらないものかなと思います。また職員も、年間を通して、この2つについては留意して、事業に当たれるようにしている予定にしております。

個別の事業につきましては、1番、2番から9番まで書いているところです。その中で、各項目についてはごらんのおりなのですが、この計画をつくりました日付が2月20日となっております。その後、近隣市で孤独死や孤立死の問題があつて、いろいろ報道がありましたし、先日、市のほうから、都から来たメールが転送されてきましたが、その内容は地域包括支援センターもそういった孤立死・孤独死を防ぐために適切な対応をしてくださいという内容でした。それが今、私どもの中では、どうやっていったらいいのかなというところです。

先ほど、個人情報についての質問とその答えなどがありまして、私どもも個人情報の取り扱いには非常に留意しているところなのですが、それとの絡みもあるのですが、今年度中に一人暮らしの方のリストというものを、市の個人情報審議会でしょうか、そちらに諮って、出してよろしいというお答えをいただいて情報提供を受けています。もし使えるとすれば、そのリストをどのように使えるのか、または使えないのか、その検討が必要だと思っています。きょうが運営協議会ですが、明日また包括支援センターの中で内部のミーティングをしまして、おおよその事業計画はこのように決まっておりますが、もう少し細かいことを詰めていく予定にしております。その中で、どうしていったらいいのかというのをまた職員で検討する予定にしております。

ただ、そうは申し上げたのですが、「ただし」というところが1つついてしまうのですが、スタッフの配置、それから営業時間などにも限りがありますので、この事業計画をフルにやりつつ、一人暮らしの方の、例えば全戸訪問するとかいうことをこのままだ加えてしまいますとちょっと厳しい状況もありますので、もう一度事業全体を見直して、必要性の低いもの、あるいは

効率の悪いもの、変えたほうがいいものは縮小しつつ、今、そういうふうの問題になってきたものに関しては取り入れていくというふうに行っていきたいと思っています。

前回もお話ししまして、多少しつこい感じもありますが、職員が休職したり離職することなく継続して働いていけることが、ひいては市民の方にとっても利益になるのではないかと感じています。それは相談の実績やスキルを上げていくということが、継続して初めてできるものだと思いますので、そういう安定性、継続性ということも考えながら、1年間事業を行っていければと考えております。

以上です。ありがとうございました。

(篠田委員長) それでは、みなみセンターさん、よろしくお願ひします。

(黒木管理者) みなみ地域包括支援センターの黒木と申します。よろしくお願ひいたします。私どもも、きたさんと同じ並びでお話をさせていただきたいと思っております。

まず実績につきましては、資料3の17ページから24ページになります。私どもの今年度の特徴として、2つご報告をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目は、包括の職員が病院に同行することが増えました。それはまず、独居で連絡先が不明、またはおられても同行できないというような事情があつて、利用者さんのほうで記憶力の低下が見られているとか、精神的に不安定な状態があり、ドクターに病状報告したり結果を聞くことが難しいと判断した場合、もしくは病院から同席を求められることもありました。また、金銭的理由で、一時的にヘルパーの役割で同行したこともあります。緊急的に病院同行したケースでは、近所の方からの通報で、雪道で転倒、頭を打ち「気持ちが悪い」という訴えありで訪問させていただいて、救急車までではないと判断しまして病院に同行しました。この方は独居の方でしたが、病院受診中に近所の方が親族の方に連絡をつけてくださり、その後の生活を支える上で、ご家族とともに早期にケアマネージャーさん、ヘルパー事業所さん等々、相談をしながら支えることができました。

2つ目として、認知症の方がお住まいの団地の住民より、団地の方がその方のせいで困っていると複数回、複数の方からご相談をいただきました。認知症の問題が個人ではなく地域の問題になりつつあると改めて感じております。

実績の印象のところをご報告させていただきましたので、続きまして予算の報告をさせていただきたいと思います。

(相原事務長) みなみ包括支援センター、相原でございます。

では、24年度のみなみ包括支援センターの予算を発表いたします。資料4の6ページから7ページです。

まず収入ですが、1番から3番目までは市からの委託収入となっております。4番、5番についてはプランの収入ということで、4番のほうは約1440件ほどを直営で見込んでおります。5番のほうは560件ほどを委託ということで収入を見込んでおります。その合計は3,556万円となっております。

支出にいきますと、1番は人件費でございます、包括支援センター5名分の人件費でございます。4番につきましては、収入の5番のところの委託分の支出ということで見込んでおります。合計で3,560万でございます。

6ページにいきまして、支出の内容でございます。ごらんいただいている資料のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

(黒木管理者) 引き続き、来年度の事業計画についてお話をさせていただきたいと思います。私のほうからは、細かい事業についての計画をお話しさせていただきたいと思っております。

1番の総合相談につきましては、去年と引き続き1、2、3の内容をやっていきたいと思っております。

2番目の虐待防止・権利擁護につきましては、1番のところは従来どおり。2番のところでは、私どものほうではみなみ包括ニュースというものを各町会さんに回覧しておりますので、引き続きこれをやらせていただいて、包括の周知と地域のネットワークを深めるということを目的にしたいと思っております。書き忘れてしまったのですが、5、6月にあいさつ回りを65カ所ぐらい予定しております。

3番も引き続きですが、4番の虐待につきましては、虐待や困難事例に対応できるように、職員のスキルアップを目指して、都や保健所の研修にそれぞれのスタッフが参加できるように、長期の計画を立てております。3番目もこのように計画を立てているのですが、特に今年におきましては、震災のこととかもありますので、関係機関とケアマネさんの連携の橋渡しが増えるように、体制も含めて努めていきたいと考えております。

4番、5番につきましてはこちらに書かせていただいているところで、6番につきましても同じなのですが、私ども、体験会というものを二次予防対象者の方、一次予防対象者の方にやらせていただいているところではあるのですが、ことしは施設だけではなく、地域に出向いて体験会が企画できないかと思っております。

7番につきましては、今年度、介護保険の改定があります。現状としましてもヘルパーさんの時間が短くなる等がありまして、調整のため、現在忙しくしています。みなみは毎年、予防のケースが年間10ケースぐらい増加していて、忙しいときには新規のケースがひと月に10件のときもあります。結果的に、この業務に追われることも多くて、改定によりケアマネージャーさんの委託、8件ルールが外れるので、委託件数が増えることを期待しています。この分を他の業務に配分できれば、地域づくりに力を入れていきたいと思っております。

8番、9番につきましては、こちらに書かせていただいております。

以上、報告を終わります。

(篠田委員長) それでは、ひがしセンター、よろしく申し上げます。

(山岸管理者) ひがし地域包括の山岸です。23年度の4月から1月までの事業報告をさせていただきます。資料3の25ページから32ページですのでよろしくお願いいたします。

今回は、総合相談の報告をさせていただきたいと思います。4月から1月まで、総数が4,187件でしたが、そのうち医療に関するものが677回となっております。その中には、近隣の病院の相談員さんからターミナルに関する相談が増加しております。相談内容としては、ケアマネさんが調整でき次第、介護保険の申請とか、ケアマネを探してくださいなどです。

ターミナルケアは医療職と緊密な連携は必須ですが、とにかく早いペースで進行していきます。ターミナルと決定されたら、せめて要介護2以上がとれる、そしてベッドがスムーズにレンタルできるように。本人、家族は思っておりますので、ケアマネも不安なくサービスが提供できるように、そういうシステムができたらいいなと感じています。

今回、このようなケースがありましたので、現状をお伝えさせていただきました。

それから、ひがし包括ですが、今年度の事業目標に、「地域を知って、ネットワークの構築をさらに深める」と掲げまして、12月に担当地域にある5

つの都営、全戸訪問を計画しました。2カ所は全戸訪問ができ、あと1カ所は包括のポスターの回覧を掲示板に張っていただいて、自治会長さんとお話しする機会がありましたら、お年寄りが増えていくと。でも、どうするといった計画はできないと。とにかく困っているんですと。すぐ訪問してくださいというようなお話がありまして、自治会長さんも大変な思いをしていることを感じました。

訪問当日、1カ所は60%、ある1カ所は47%の在宅でした。皆さん、比較的快く迎えてくださりまして、わずかな時間でしたがお顔を見てのお話ができ、「包括のポストカードは電話のところに張っておきます」と、私たちもちょっとほっとするような場面もありました。

今後もさらに包括の周知を図りまして、適切なときに適切なサービスが受けられるよう、今後も進めていって、孤立の防止を図っていきたいと思っております。

そんなことがありまして、今年度、高齢者地域自立支援ネットワーク会議を、1月に「地域を支える」というテーマで開催し、なぜ孤立してしまうのか、個人情報扱いなど、活発な意見交換が行われましたので、その内容を担当からご報告します。

(高橋主任ケアマネ) ひがし包括支援センターの高橋です。よろしくお願いたします。今の話に引き続きまして、来年度の事業計画というところでお話をしていきたいと思っております。

やはり、孤立という問題が昨今注目されております。そういった部分を未然に防ぐためにも、やはり地域との連携というところを考えていきたいと思っております。資料に基づいてのご説明ではないのですが、都営住宅の全戸訪問を通じまして、各自治会との個別のつながりはできてまいりました。ただ、今、山岸の話にもありまして、自治会の会長さんからも、ほかの自治会ではどんなふうに行っているのか、自治会の中だけで答えが出ない問題もかなり多く出ている現状を認識しております。

そういったことから、来年度に向けましては、個別の自治会とのつながりも大切にしていきながら、数多くある地域の自治会との横のつながり、例えばAという自治会、Bという自治会があるのですが、AとBの自治会を、いかに情報交換できる場をつくっていけるのか、そんなことを考えていながら、来年度、ネットワークのほうをつくっていきたいと思っております。

ことしの1月にネットワーク会議をした際に、自治会長の方からも、自治

会の中でちょっと気になる高齢者がいるんだと。ただ、昔のように緊密な近所づき合いはできていない。どのタイミングでどういうふうに声をかけていいのかわからないんだと。その中で、ほかの自治会でいい取り組みがあるのであれば教えてもらいたいんだと。ただ、自治会同士のそのつながりがないんだ、というお話が、やはり切なお話としてございました。

そういった声を受けながら、私ども包括支援センターとしては、そういった個と個をつないでいく役割というものもとても重要ではないのかなと考えております。

今、高齢者地域自立支援ネットワークを年に2回から3回開催しておりますが、そういった機会をつくっていきながら、さらなる高齢者が自立した生活ができる働きかけを行っていければと思います。特に来年度に関しましては、孤立という問題、孤立をどう防いでいくのか、そういったことを中心にしていきながら、ネットワーク会議のほうをつくっていきたいと思っております。

以上です。

(鈴木施設長) 私のほうからは、予算のほうをご説明させていただきます。私は特別養護老人ホームつきみの園の施設長をしております鈴木由香でございます。私どものつきみの園グループの中に小金井市ひがし地域包括支援センターもございますので、その関係で私のほうが説明をさせていただきます。

お手元の資料4の10ページになります。こちらのほうが収支の総括表でございます。

収入の部分におきましては、前の2つの包括支援センターと同じように、1、2、3は委託の収入でございます。3番目は直営部分、4番目は委託部分の新予防給付プランの収入の金額でございます。あと5番目は収支の経理区分間の収入繰入でございます。合わせまして3,481万3,000円になります。

支出のほうでございますが、人件費は自然増の5人分ということで、昨年からの自然増を加えております。その他、維持費等を含めまして、同じように支出合計額は3,481万3,000円でございます。

11ページにおきましては、その支出に関する内訳が記載されておりますので、後ほどゆっくりごらんになっていただければと思います。

12ページ、13ページは、24年度の事業計画でございますが、こちらに載せてある数字でございますが、23年度の見込みから出した数字でござ

いますので、若干、先ほどご説明がありましたように、集計基準が変わるといいますので、実際にこの基準が多少変わってくる可能性がございますが、22年度を再度見直すという事は行いませんので、この数字で挙げさせていただきますいております。

中身といたしましてはほぼ変わらず行っていますが、営業時間といえますか、実施日・時間の中で、こちらには詳しく書いてございませんが、私どものつきみの園グループで、24年度どうやって事業を運営していこうと考えたときに、年末・年始が、私どもの基準では12月29日から1月3日まで、今年でいうと6日間ぐらいお休みをいただいた形になりました。それではやはり地域の皆様の支えとなるには不足しているだろうと考えまして、職員と話し合いました、たった2日ですが、31日から1月3日という形に変更を、24年度からグループ全体としてさせていただくことになりました。

ただし、24年度は30日が日曜日でございますので、そこは出勤になりませんが、その29、30を土曜日の体制ということで1名の出勤ということで、微力ながら地域を支えるという形で運営させていただくことが変化となりました。

以上でございます。

(篠田委員長) それでは、にし、お願いいたします。

(久野管理者) にし地域包括支援センター、久野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、きょう、まず23年度の1月までの事業報告と、その後、こちらにおります社会福祉協議会地域支援係長の方から予算のお話をさせていただき、最後に戻りまして私のほうから24年度の事業計画という形で説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料からまいりますと、資料3のにし包括支援センターのところは33ページから40ページになります。

この場に伺う前に、事前に、去年立ててきた23年度の事業計画のほうを確認して、この場に参りました。23年度当初事業計画のところで、まず1番目、様式1の総合相談ですが、件数を3,500件というふうに掲げてきたかと思っております。総合相談の目標件数です。これを見ていただくとわかるように、今年度の新規の方が約1,000人弱いらっしゃいますし、1月末時点ですが、合計も2,788件ということで、かなりもう、この時点で総合相談の件数も当初の目標を超えてしまったかなと考えております。

にし地域包括支援センターは、平成20年10月からスタートしておりますので、ほかの3包括より少し短い期間で運営させていただいておりますが、3年半ぐらいたちまして、地域に根づいてきたという印象を受けております。以前は市役所のほうから、「こんな相談があつて」ということで連絡が来たケースが多かったのですが、最近では、後でご報告しますが、じかに包括のほうに連絡が来たりするような形になってきております。そのあたりもまた後でご報告いたします。

ほかに、ポイントだけご報告をさせていただくのですが、虐待等の報告に入りますが、虐待については、去年、事業計画のところでは50件ぐらいの相談があるかなと踏んでおりましたが、実際はもっと少ない件数になったと思っております。というのは、この間、虐待の疑いの通報をダイレクトに受けることが多くなってきておまして、その分早目に実態把握に入れるような形がとれてきています。それで、ある程度早目に分離をさせていただきたいので、その後の相談件数という形にはならないので、虐待は多くないに越したことはないので、思ったほどの数は出ていない形になって、最終的には年度末でご報告できるかと思っております。

あと、新予防給付のケアマネジメントです。いわゆる、ここでいいますと36ページになるのですが、これは要支援1、2の方たちへのケアプラン作成というものです。これも大体1,500件ぐらいかないかと思つて目標を掲げてきておまして、大体今、総数が1,438件になっていますので、結構もう近づきつつあるということで、本来ですと、あまりこういったケアプランというよりは、社会資源をうまく使ってその方の生活を支えていきたいと考えておりますが、なかなかそういった代替のサービスも難しかったりするので、こういった形で件数が増えているのかなと解釈しております。

先ほど少し触れた件で、ことしの1月に、ある集合住宅で、立て続けに2件、いわゆる孤独死ということはこの正月は経験いたしました。それは、具体的にはなかなか申し上げにくいのですが、新聞がたまっているというような通報がご近所の方から包括のほうにあったといった形で、2件とも、新聞のたまりということでご近所の方が気づいてくださって通報をくださいました。いろいろと、かぎの問題とか親族の方と連絡がとれないとか、いろいろな問題もありましたが、結局は死後何日かたって発見したという形になってしまいました。

そういったことを受けて、来年度の事業計画のところは、予算の説明の後

でもう一度報告したいと思います。

(室岡地域支援係長)にし地域包括支援センターの室岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、24年度の予算についてご説明をさせていただきます。資料4の14、15ページでございます。よろしくお願いいたします。

収入でございますが、各委託料のほか、私どもではセンター設置費として補助金をいただいている関係で、335万4,000円という額を計上させていただいております。予防プランに関しましては、2月末現在、146件のケースから換算いたしまして出させていただいている数字でございます、収入合計が3,564万1,000円という額でございます。

支出に関しましては、職員5名分、2,546万7,000円の額でございます、今年度の支出の特徴といたしましては、ここで1年たちましたが、東日本大震災を受けまして、包括支援センターで使っているパソコンのシステムのバックアップ、保存部分を業者委託させていただいたというところでの新システム変更というところで、事務費のほうは100万ほど多目にかかっている——リース料になります——部分で、バックアップ、名簿の喪失であるとかいうところを防ぎたいという思いから、そのようにさせていただいている次第でございます。その関係で事務費が増えているというところが特徴でございます。

あと大きく変更はございませんで、支出合計が3,564万1,000円という額で計上して予算を立てさせていただいております。

以上でございます。

(久野管理者)少し前後してしましますが、24年度の事業計画を、にし包括支援センターの久野です。ご説明させていただきたいと思います。

お手元の資料では資料4の16ページから18ページになりますが、基本的には運営指針がありましたが、基本方針としては今まであまり変わりはないのですが、先ほどの23年度のご報告の中でも少し申し上げました、孤独死というものを経験いたしましたので、16ページの基本方針の中に③というところで、地域の高齢者などが自由に集まれる場所づくりなどにも努力しますという項目を一つ立ち上げました。

これはどういったことかと申しますと、具体的な話になるのですが、元気な高齢者の方であっても、別に若い方でも、だれが来ても構わないというような、自由に皆さんが集える場というものをこちらのほうでつくりたいと思

っています。そうする中で、お互いがお互いを見守りし合うような関係ができればなど考えています。

具体的には、今回、使える場所の関係もありますので、今考えているのは集合住宅の集会施設を定期的に利用して、まずは月1回という形でいいと思っているのですが、さくら体操、ご当地体操ということでさくら体操を流す、DVDを流す。DVDの機材も包括で購入し、それを持ち込むという形で、包括のほうの主導型にして、まずは集会施設を使って集合場所をつくるということを考えています。その中で、月一ぐらいからまず始めるのですが、いずれもう少し回数が増えていって、皆さん同士が見守りし合える場ができればと考えています。

その立ち上げに当たって、私たち包括職員は約5名しかおりません。ほかの業務も多々ありますので、こればかりに24年度、力を注ぐわけにはいきませんので、地域の力となってくださるファシリテーターという方がいらっしゃるんです。これは簡単に言うと住民参加型のまちづくりに協力してくださるような、そういった研修を受けた方たちです。こういった方たちのご協力を得ながら、24年度、やっていきたいなと考えています。

このことが24年度に大きく変わるところで、ほかはお手元の資料のほうでご参照いただければと思います。

以上です。

(篠田委員長) 4包括の事業報告、会計報告が終わりましたが、ほんとうに大変な仕事を御苦労さまです。

資料3、4につきまして、4包括に対しご質問をお受けしますが、何かございますでしょうか。

(浜本委員) ちょっとへんてこりんな質問で申しわけないのですが、各センターからのいろいろとご説明はほんとうにわかりやすく、いろいろな課題なり問題点があったのですが、地域包括支援センターの全体の問題として、私、いつも頭にひっかかっているのですが、地域包括支援センターのそもそもの包括的支援事業というのはどういうものであるかと考えてみた場合、ちょっと取っかかりとして、東京の地域ケアを推進する会議の報告書にあるのですが、その中で、「地域包括支援センターの役割と活用」というくだりがありまして、ちょっと読んでみますと、「現状では地域包括支援センターに寄せられる期待が大きく、業務内容も高齢者に係る既存・新規のほとんどの業務が包括化される傾向が強まってきている。そのため、地域包括支援センターに多

くの事業実施が求められ、本来の役割である包括的支援事業が十分に行われていない」と。ここで言う包括的支援事業というのは具体的に何なのかということがちょっとよくわからなくて、いつもひっかかっているのですが。

例えば事業計画の中で、今回は1から9までございますね。そのうち、本来的支援事業とそうでない支援事業なんです。

(篠田委員長) 事務局、説明をお願いいたします。

(包括支援係長) 包括支援係の本木でございます。今、浜本委員からございましたご質問についてお答えいたします。

まず、包括的支援事業というものは、18年の改正がございましたときに、地域支援事業というものが創設されました。地域支援事業というものは、地域の高齢者を支えるために新しく立ち上げた事業でございます。その中の1つに包括的支援事業というものが位置づけられておりまして、これは市町村必須の事業でございます。それ以外にも任意事業などがございますが、包括的支援事業イコール地域包括支援センター業務全体を指しているということがまず1点ございます。

先ほども申し上げましたが、包括的支援事業イコール地域包括支援センター業務ということで、4本柱、何度も出てきております総合相談支援、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント、虐待の防止・早期発見、権利擁護、この4つが必ずやらなければならないというふうに定められていることでございます。そのことが、実績報告の中で1番から9番という形でそれぞれ掲示をされているところでございます。

ただ、それ以外につきましても、認知症サポーター養成講座やさくら体操の支援といったものが小金井独自に、ほかの自治体でも取り組んでいるところではございますが、プラスアルファというところで実績として積み上げてきたという位置づけになっております。

ですから、包括的支援事業イコール、全体的に地域で高齢者を支えるといったところの事業ということでございます。

(篠田委員長) よろしゅうございますか。

(浜本委員) 時間もないようですから結構です。

(篠田委員長) 4つに含めて、いわゆる附随しているものが、小金井方式をつくっていこうという、市川先生を中心にやってきたものであって、これがどんどん発展していくのだと思いますので、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

そのほか、どうぞ。

(恩田委員) 恩田です。すみません、お時間がないのに4点ほどあります。なるべく手短にお聞きしたいと思います。

まず1点目、先ほどきた包括の松嶋さんのほうから、かなり業務は大変なのでポイントを絞った対応をされているとか、なるべく今後、必要度の高いものについて対応していくといったお話があったと思うのですが、すごくお忙しいのはわかっていますし、限られた予算で限られた人数で対応しているというのはわかるのですが、言葉の問題かもしれないのですが、やはりそういう言い方をされてしまうと、効率よくやっていくということなのかなというふうに、ちょっと私は聞こえてしまいまして。

あくまでも、包括の仕事は人相手ですので、効率を求めてしまうとどうしても抜けていってしまうものがあるような気がしますので、そういったお気持ちはないとは思いますが、ちょっとやはり言葉の使い方を考えていただけたらなと思います。

2点目ですが、ひがし包括の山岸さんのほうから、ターミナル期の方への対応というお話がありまして、ベッドのレンタルとか認定について、何とか早く対応できるようにしてほしいというご意見があったのですが、ほんとうに、ターミナル期の方に実際訪問しますと、とにかく、もう1分1秒でも急がなければいけないんですよね。対応をどんどん早くしていかなければいけない。

以前、私は全体会のときにも市の方をお願いしたのですが、やはりターミナル期の方で、住宅改修を急がなければというときに、市の窓口に行きましたら、順番ですから順番は変えられませんかと言われてしまったというお話をさせていただいたのですが、ターミナル期については、やはり早く対応できるように、何とか考えていただければと、これはお願いです。

3点目ですが、にし包括の久野さんからの報告で、虐待について、早目に実態把握をしているというお話があったのですが、これはちょっと具体的に。すごくいいなと思ったので、こうやって早目に実態把握ができると確かに虐待は防げるなと思ったので、具体的にどういったことをされているかをお聞かせいただければと思います。

それと4点目は、これは市へのお願いですが、きょうの話し合いとはちょっとずれてしまうかもしれないのですが、よりよいサービスをご利用者に提供するという観点からはずれていないと思うので市にお願いなのですが、先

日、4月から介護保険の改定があるということで、市からの説明会があったのですが、その説明会の資料、各事業者への介護保険改定の説明会の資料が、1枚の紙ぺらで厚生労働省のホームページのアドレスが書かれていて、ここから資料をごらんくださいという説明があったんです。

後で、ちょっとこれはひどいんじゃないですかと言ったら、資料が膨大ですからとても全部はとれませんというお話だったのですが、他市で介護保険の改定の説明会をするときというのは、必ず市のほうで、どういった資料をサービス事業者に求めているのかというのをちゃんと把握して、必要なところをまとめて1冊の冊子にして配っているんです。私たちは、ケアマネージャーとか介護保険のサービス事業者というのは、その資料をもとにしてご利用者さんに説明をしています。ちょっとこの資料はひどいんじゃないかなと思いましたので、申しわけないのですが3年後、改定の際はぜひご検討いただいて、もう少しきちんとした資料をいただければと思いますので、これもお願いします。

以上です。

(篠田委員長) 今のご質問のお答えを。

(久野管理者) さっきの虐待の通報の件でお答えさせていただきます。にし包括支援センターの久野と申します。

この間、何件か同じ方で、何人かの方に対しての虐待の通報があった中で、そのうち1件、わかりやすいケースでご説明させていただきたいと思います。

事前に、ファーストコールがあったからといってすぐに入れるものではないけれども、ある程度ネットワークという形で、市なり医療機関とか薬局とか、いろいろな自治会さんと顔の見える関係にしておく、連絡もしていただきやすいところがあるので、そのあたりがやはり包括はこれからも努力していかなければいけないところなのかなと思っています。

(恩田委員) ありがとうございます。

(篠田委員長) よろしゅうございますか。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。今、幾つかいただいた中で、私のほうから総合的にお話とお願いをさせていただきたいと思います。

まずは1点目、効率化という言葉がちょっと、使い方がどうだったかというお話がありました。これにつきましては、言葉の使い方というのはとても大事な問題だと思います。それについてはご意見として承りたいと思いますが、地域包括支援センターの仕事だけではなくて、やはり事務的な仕事等も

いっぱいございます。そういう中で、効率化を図っていくということは悪いことではなく、それによって市民の皆様へのサービスにかかる時間が質のいいものになるということはあると思いますので、そちらについては、必要な部分での効率化を図っていきたいとお考えいただいていると、私のほうでは理解をさせていただいているところですので、そのような形でご説明をさせていただきます。

あとのご質問は、多分こちらの会でという形ではないかとは思いますが、ターミナル期の対応につきましては、認定調査も含めて、その方の状況に応じて至急な対応が必要だということはこちらも十分認識しているところです。先日も、認定審査会の委員の方のご意見等でも、ターミナル期の対応についての急ぎというのはご意見をいただいているところですので、他市の状況等も確認をしながら対応していきたいと思っております。

また、最後の、介護保険関係の改定についてのご意見をいただきました。こちらにつきましては、十分意見としていただきまして、今後の参考とさせていただきますたいところでは。

あと、今、いろいろな質疑の中で、例えば虐待にかかわる部分等、事前にお話ししているとおりに、この会議の内容については議事録として残っていく部分がございます。個別の細かい内容については、あまり書面で公開されるという部分にはそぐわない部分があるかと思っておりますので、そこにつきましては事務局のほうで委員長とご相談させていただきながら割愛をさせていただく部分があるということを、一定ご理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

(篠田委員長) よろしゅうございますか。

(恩田委員) ありがとうございます。

(篠田委員長) ほかにご質問ございますか。

(松嶋管理者) きた包括支援センターの松嶋です。恩田委員の最初の質問について、今、課長からも発言をいただいたところですが、大事なことで一言発言させていただければと思います。

表現の仕方などについて不十分な点があったかと思えます。それは謝罪いたします。でもこれは、誤解されているかなと思えますので訂正ですが、私の申しあげましたことは、課長も言っているとおりに、事務作業についての効率化ということでして、例えば予防プランの方については、私どもは電話を

かけて、「サービスを使いますか」というようなことをお聞きしていたのですが、それはちょっとどうなんだろう、必要なことだろうか。あとは、二次予防事業対象者の方についても、ダイレクトメールをお送りしているのですが、反応があまりないので、これはほんとうに文字どおり、効率的なのかどうか。それを違うことに変えていこうといった意味です。対人援助について、ご利用者の方、相談者の方、市民の方に対して、効率化というようなことを掲げて相談を短くするとか、そういったことではありませんので、念のため申し添えます。

(篠田委員長) よろしゅうございますか。

(恩田委員) はい。

(篠田委員長) 時間の関係で、今後3年間、またいろいろなケースを検討しながら、3年後をめどに新しいものをつくっていきたいと思うのですが、現場の声を十分吸い上げてやっていきたいと思います。

ほかにご質問がないようでしたら、きょうの会議を終わりたいと思うのですが、最後に介護福祉課長から一言お願いいたします。

(包括支援係長) すみません、包括支援係の本木です。時間が押し迫っている中で申しわけないのですが、先ほどの浜本委員へのご説明のところで、もう1回追加でお願いいたします。

4大業務のところ、指針の中のどこに落とし込んでいるかというところだけご説明いたします。

まず1つ目が、資料2の基本指針の3ページに、総合相談支援業務、これがまず1つ目です。そして4ページの3、権利擁護業務、これが2本目です。そして4、包括的・継続的ケアマネジメント業務、これが3本目になります。そして5ページの5、介護予防ケアマネジメント業務。これが4大業務ということで、指針の中に落とし込んでいる部分になりますので、よろしく願いいたします。

(篠田委員長) それでは、最後のごあいさつと今後の予定をお願いいたします。

(介護福祉課長) すみません、その前に1点訂正をさせていただければと思います。

先ほど、にし包括支援センターの更新時期についてのご質問があったと思います。そちらについて、開設が20年10月ということですので、6年後になりますので、26年10月までには、このような形で更新の手続きをさせ

ていただくような形になるかと思えます。

それと、本日、とてもたくさんのお話をさせていただきましたが、その中で、今ありました地域包括支援センターの基本指針・運営指針につきまして、こちらのほうは一定、本日お示しした内容でご了解いただけたということですのでよろしいかと思っているところです。

ただ、こちらについては、まず最初に文書化したものでございます。本日いただいた意見等も含めまして、多少の手直しを考えるとところもあるかと思えますので、それを踏まえまして最終的な形にさせていただきたいと思っておりますし、また今後、内容について不具合等、気がついた点がありましたら、またその都度訂正等についても考えていきたいと思っているところです。

それでは、今後の予定ですが、今年度の地域包括支援センターに関する運営協議会のほうは最後になります。また来年度につきまして、時期的なものには配慮しながら実施をさせていただきたいと考えているところです。

また、1点ご報告ですが、介護運営協議会のほう、また計画の策定委員会の委員の皆様のご意見を賜りまして市でつくっております地域保健福祉総合計画、またその中の個別計画であります介護保険高齢者福祉総合事業計画につきましては、3月末をめどに、今、最終的な調整をしているところです。計画自体が冊子になりましたら、できるだけ早い時期に皆様のほうにお渡しできるように考えておりますので、もう少々お時間をいただくところでございます。よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(篠田委員長) ありがとうございました。

閉 会 午前11時43分